

坂戸市建築物耐震改修促進計画

【令和3年度～令和7年度】



令和3年3月

坂戸市

〔 目 次 〕

第1章	はじめに	1
1-1	背景と目的	1
1-1-1	坂戸市建築物耐震改修促進計画の目的	1
1-1-2	計画策定の背景	1
1-2	地震被害想定及び地域防災計画等との関連	3
1-2-1	地震被害想定	3
1-2-2	坂戸市地域防災計画との関連	3
1-2-3	埼玉県5か年計画「希望・活躍・うるおいの埼玉」との関連	4
1-2-4	埼玉県地域強靱化計画との関連	4
1-2-5	埼玉県住生活基本計画との関連	4
第2章	建築物の耐震化の現状と今後の目標	4
2-1	現在までの取組による耐震化の状況	4
2-1-1	対象建築物	4
2-1-2	建築物の耐震化状況	6
2-1-2-1	住宅の耐震化	6
2-1-2-2	多数の者が利用する建築物の耐震化	7
2-1-2-2-1	市有建築物	8
2-1-2-2-2	民間建築物	9
2-1-2-2-3	耐震診断義務化建築物	10
2-2	本計画における耐震化の目標	11
2-2-1	計画期間	11
2-2-2	対象建築物	11
2-2-3	耐震化の目標	11
第3章	建築物の耐震化の促進に関する施策	12
3-1	耐震化の促進に向けた取組方針	12
3-2	各取組における具体的な施策	13
3-2-1	住宅の耐震化の促進に関する取組	13
3-2-2	多数の者が利用する市有建築物の耐震化の促進に関する取組	14
3-2-3	多数の者が利用する民間建築物の耐震化の促進に関する取組	14
3-2-4	その他地震災害に関連する施策	15
第4章	体制	18
4-1	彩の国既存建築物地震対策協議会	18
4-2	応急危険度判定体制の整備	18

第1章 はじめに

1-1 背景と目的

1-1-1 坂戸市建築物耐震改修促進計画の目的

坂戸市建築物耐震改修促進計画(以下「本計画」という。)は、建築物の耐震改修の促進に関する法律(以下「耐震改修促進法」という。)に基づき策定するものである。

本計画は、昭和56年5月31日以前に工事着手し、建築された、いわゆる旧耐震基準の既存耐震不適格建築物の耐震化を図ることで、地震発生時の被害を軽減することを目的とする。

1-1-2 計画策定の背景

本計画の策定に至るまでの主な経過は表1のとおり。

表1 本計画策定までの主な経過

年月	経緯	備考
昭和56年6月	建築基準法改正	中規模の地震に対してほとんど損傷しないことの検証や、大規模な地震に対して倒壊、崩壊しないことを検証する新耐震基準の導入
平成7年1月	兵庫県南部地震 (阪神・淡路大震災)	最大震度7 死者・行方不明者6,437人 住宅全壊104,906棟、半壊144,274棟、一部破損390,506棟 (内閣府HP災害情報より) 旧耐震基準の建物に大きな被害が発生
平成7年10月	耐震改修促進法制定	
平成12年6月	建築基準法改正	木造住宅の接合部の仕様を明示
平成16年10月	新潟県中越地震	最大震度7
平成18年1月	耐震改修促進法改正 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針の告示(以下「国の基本方針」という)	国の基本方針に基づき、都道府県耐震改修促進計画の策定が規定される
平成19年3月	埼玉県建築物耐震改修促進計画策定	平成27年度までの耐震化率の目標 住宅90% 多数の者が利用する建築物 県有100%、市町村有99%、民間90%
平成22年3月	坂戸市建築物耐震改修促進計画策定	平成27年度までの耐震化率の目標設定
平成23年3月	東北地方太平洋沖地震 (東日本大震災)	最大震度7 死者19,729人、行方不明者2,559人 住宅全壊121,996棟、半壊282,941棟 一部破損748,461棟 (内閣府HP災害情報より)

平成25年10月	国の基本方針の改正	令和2年までに住宅の耐震化率95%の目標が明示される
平成25年11月	耐震改修促進法改正	大規模な建築物の耐震診断の義務化など、耐震化の促進に向けた取組が強化
平成26年3月	埼玉県地域防災計画改正	県の減災目標の設定
平成27年2月	首都直下地震に備える埼玉減災プラン -埼玉県震災対策行動計画- 策定	令和2年度までに住宅の耐震化率95%の目標を設定
平成27年3月	首都直下地震緊急対策推進基本計画閣議決定	令和2年までに住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率95%の目標が明示
平成28年3月	坂戸市地域防災計画改定	市の減災目標の設定
平成28年3月	国の基本方針の改正	令和7年までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消する目標が明示
平成28年3月	埼玉県建築物耐震改修促進計画改定	令和2年度までの耐震化率の目標 住宅95% 多数の者が利用する建築物 市町村有100%、民間95% (県有は100%耐震化済)
平成28年3月	改定 坂戸市建築物耐震改修促進計画策定	平成32年度までの耐震化率の目標設定
平成28年4月	熊本地震	最大震度7(2回記録) 死者273人 住宅全壊8,667棟、半壊34,719棟 一部破損163,500棟 (内閣府HP災害情報より) 平成12年5月31日以前に新耐震基準により建築された住宅にも倒壊被害が発生
平成29年3月	埼玉県住生活基本計画改定	令和7年度までに耐震性を有しない住宅ストックをおおむね解消する目標を設定
平成29年3月	埼玉県地域強靱化計画策定	令和3年度までに多数の者が利用する民間建築物の耐震化率を95%以上とする目標を設定
平成29年7月	埼玉県5か年計画「希望・活躍・うるおいの埼玉」策定	
平成30年6月	大阪府北部地震	最大震度6弱 死者4人(うちブロック塀崩落により2人死亡) 住宅全壊9棟、半壊87棟 一部破損27,096棟 (内閣府HP災害情報より)
平成30年12月	国の基本方針の改正	令和7年を目途に耐震性が不十分な診断義務付け対象建築物をおおむね解消とする目標が明示される
平成31年1月	耐震改修促進法施行令改正	避難路沿道の一定規模以上のブロック塀等について診断義務付けなど、耐震化の促進に向けた取組を強化
令和元年7月	埼玉県建築物耐震改修促進計画一部改定	耐震診断を義務付ける道路を指定

1-2 地震被害想定及び地域防災計画等との関連

1-2-1 地震被害想定

県では、「平成24・25年度埼玉県地震被害想定調査」（以下「県被害想定調査」という。）により、東京湾北部地震、茨城県南部地震、元禄型関東地震、深谷断層帯・綾瀬川断層地震（関東平野北西縁断層帯地震）及び立川断層帯地震の5つのタイプの地震発生を想定し、被害予測をしている。

なかでも、被害想定調査実施時点（平成26年3月）において、30年以内の発生確率70%とされた首都直下地震の一つである東京湾北部地震では、本市における震度は、5強と予測されている。

一方、坂戸市地域防災計画では、「関東平野北西縁断層帯地震（破壊開始点北）」による被害が最も多く、建物の全壊を1,029棟、半壊を3,325棟、死者・負傷者を769人、一週間後の避難者数を10,713人と予測している。

1-2-2 坂戸市地域防災計画との関連

坂戸市地域防災計画第2編災害予防対策編では、関東平野北西縁断層帯地震（破壊開始点北）の発生を想定した減災目標と対策を表2のように設定している。

建築物の耐震化は、目標を実現するための対策のひとつとして位置付けられており、耐震改修促進計画に基づき、耐震診断及び耐震改修を促進することについて明記されている。

表2 減災目標と対策

（坂戸市地域防災計画（平成28年3月）より抜粋）

地震被害の減災目標	減災目標値	目標実現のための対策
① 死者・負傷者の低減を進める（約50%）	死者数 68人→34人	・住宅の耐震化 ・家具等の転倒防止対策の推進 ・感震ブレイカーの普及 ・防火地域の拡大 ・消防団員の確保 ・自主防災組織リーダーの育成
	負傷者数 701人→351人	
② 1週間後の避難者数を減少させる（約50%）	避難者 6,923人→3,462人	・住宅の耐震化 ・家具等の転倒防止対策の推進 ・ライフラインの耐震化 ・ライフラインの早期復旧に向けた事前計画 ・3日分の食料と水の備蓄
③ ライフラインを60日以内に95%以上復旧する	上水道復旧度 4日後80%	・事業者の各施設の耐震化 ・水道施設、基幹管路の耐震化 ・下水道、処理場、ポンプ場、管きよの耐震化 ・早期復旧に向けた事前計画

1-2-3 埼玉県5か年計画－希望・活躍・うるおいの埼玉－との関連

県では、県政運営の基本となる行政計画として埼玉県5か年計画－希望・活躍・うるおいの埼玉－を策定し、目指す将来像と今後5年間に取り組む施策の体系を明らかにした。

分野別の施策として「地震に備えたまちづくり」があり、施策指標として多数の者が利用する民間建築物の耐震化率（令和3年度末までに95%以上）が定められている。

1-2-4 埼玉県地域強靱化計画との関連

県では、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法に基づき、大規模自然災害が発生しても県民の生命を最大限守り地域社会の重要な機能を維持する「強さ」と、生活・経済への影響、県民の財産及び公共施設の被害をできる限り軽減して迅速な復旧・復興ができる「しなやかさ」を持ち、県民の安全・安心を守るよう備えるため、埼玉県地域強靱化計画を策定している。

施策分野ごとの取組の方向性として、住宅・建築物の耐震化等の促進や道路ネットワークの整備・通行の確保があり、耐震化の取組及び進捗を把握するための指標として多数の者が利用する民間建築物の耐震化率（令和3年度末までに95%以上）が明記されている。

1-2-5 埼玉県住生活基本計画との関連

県では、今後の住宅政策の基本的方向性を示すため埼玉県住生活基本計画を策定している。

目標の一つに「県民の暮らしの安心と安全を支える住まいづくり」があり、指標の一つとして耐震性を有しない住宅ストックの比率（令和7年度末までに概ね解消）が定められている。

第2章 建築物の耐震化の現状と今後の目標

2-1 現在までの取組による耐震化の状況

2-1-1 対象建築物

市では、旧耐震基準で建築された「住宅」及び表3に示す「多数の者が利用する建築物」を対象として、耐震化の促進に取り組んでいる。

表3 多数の者が利用する建築物一覧

本計画における用途分類	耐震改修促進法第14条第1号 (施行令第6条)による分類	規模(階数、床面積の両方が下記の規模以上のものが対象)	
		階数	床面積
学校	幼稚園	2階	500 m ²
	小学校等(小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校)	2階	1,000 m ²
	学校(小学校等以外の学校)	3階	1,000 m ²
病院、診療所	病院、診療所	3階	1,000 m ²
劇場、集会場等	劇場、集会場、観覧場、映画館、演芸場、公会堂	3階	1,000 m ²
店舗等	展示場	3階	1,000 m ²
	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	3階	1,000 m ²
	遊技場	3階	1,000 m ²
	公衆浴場	3階	1,000 m ²
	飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	3階	1,000 m ²
	卸売市場	3階	1,000 m ²
ホテル、旅館等	ホテル、旅館	3階	1,000 m ²
賃貸共同住宅等	賃貸住宅(共同住宅に限る)、寄宿舍、下宿	3階	1,000 m ²
社会福祉施設等	保育所	2階	500 m ²
	老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの	2階	1,000 m ²
	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	2階	1,000 m ²
消防庁舎	消防署その他これらに類する公益上必要な建築物	3階	1,000 m ²
その他一般庁舎	保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物(不特定かつ多数の者が利用するものに限る)	3階	1,000 m ²
その他	体育館(一般の公共の用に供されるもの)	1階	1,000 m ²
	ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	3階	1,000 m ²
	博物館、美術館、図書館	3階	1,000 m ²
	理髪店、質店、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	3階	1,000 m ²
	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの	3階	1,000 m ²
	自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設(一般の公共の用に供されるもの)	3階	1,000 m ²
	事務所	3階	1,000 m ²
	工場(危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く)	3階	1,000 m ²
	自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設	3階	1,000 m ²

2-1-2 建築物の耐震化状況

市内における、旧耐震基準の住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化状況については、次のとおりである。

2-1-2-1 住宅の耐震化

住宅の耐震化については、県と市の役割分担のもと、支援制度の創設や所有者への啓発活動などにより、耐震化の促進を図ってきた。

近年の耐震化率の推移は表4のとおり。

表4 住宅の耐震化率の推移

(単位：戸)

	昭和56年5月までの旧耐震基準の住宅			昭和56年6月以降の新耐震基準の住宅	計	耐震化率
		耐震性なし	耐震性あり			
	a	b	c	d	e(=a+d)	f(=(c+d)/e)
平成25年10月1日	14,486	3,078	11,408	29,424	43,910	93.0%
平成30年10月1日	12,399	2,573	9,826	31,671	44,070	94.2%
令和2年3月31日	11,863	2,446	9,417	32,397	44,260	94.5%
令和3年3月31日	11,521	2,366	9,155	32,892	44,413	94.7%

※令和2年3月31日及び令和3年3月31日の数値については、平成25年から平成30年の調査結果を基に推計。

耐震化率の算出においては、総務省統計局で公表している「住宅・土地統計調査」を基に推計した。

平成25年から平成30年の調査結果を基に推計した、令和2年度末の住宅の耐震化率は94.7%である。

※耐震化率の算定：昭和56年5月までに工事に着工した建築物のうち、耐震性があるとされるものと新耐震基準で建築された建築物との合計が全体に占める割合で算出した。

2-1-2-2 多数の者が利用する建築物の耐震化

多数の者が利用する建築物については、県と連携し市有建築物と民間建築物に対してそれぞれ耐震化の促進を図ってきた。

耐震化率の推移は表5のとおり。

表5 多数の者が利用する建築物の耐震化率の推移

(単位：棟)

	昭和56年5月までの旧耐震基準の建築物		昭和56年6月以降の新耐震基準の建築物	計	耐震化率	
	耐震性なし	耐震性あり				
	a	b	c	d	e(=a+d)	f(=(c+d)/e)
平成29年3月31日	200	32	168	191	391	91.8%
平成30年3月31日	196	29	167	192	388	92.5%
平成31年3月31日	196	28	168	195	391	92.8%
令和2年3月31日	195	24	171	197	392	93.9%
令和3年3月31日	180	22	158	199	379	94.2%

※令和3年3月31日の数値については、平成29年3月31日から令和2年3月31日の調査結果を基に推計。

耐震化率の算出においては、市有建築物及び民間建築物を合算した。

平成28年度末から令和元年度末までの調査結果を基に推計した令和2年度末の多数の者が利用する建築物の耐震化率は94.2%である。

2-1-2-2-1 市有建築物

市有建築物については、地震発生時の避難場所など、多くが応急活動の拠点となる重要な施設となることから、耐震化について積極的に取り組んでいる。

令和元年度末時点の多数の者が利用する市有建築物の耐震化状況は表6のとおり。

表6 令和元年度末の多数の者が利用する市有建築物の耐震化率

(単位：棟)

	昭和56年5月までの旧耐震基準の建築物			昭和56年6月以降の新耐震基準の建築物	計	耐震化率
	a	耐震性なし b	耐震性あり c			
学校	18	0	18	3	21	100%
病院・診療所	0	0	0	0	0	—
劇場・集会所等	1	0	1	1	2	100%
店舗	0	0	0	0	0	—
ホテル・旅館等	0	0	0	0	0	—
賃貸住宅等	4	0	4	0	4	100%
社会福祉施設等	3	0	3	0	3	100%
消防庁舎	1	0	1	0	1	100%
その他一般庁舎	2	0	2	0	2	100%
その他	1	1	0	4	5	80%
合計	30	1	29	8	38	97.4%

2-1-2-2-2 民間建築物

民間の多数の者が利用する建築物に対しては、所管行政庁である県と連携して耐震化の促進に取り組んでいる。

令和元年度末時点の多数の者が利用する民間建築物の耐震化状況は表7のとおり。

表7 令和元年度末の多数の者が利用する民間建築物の耐震化率

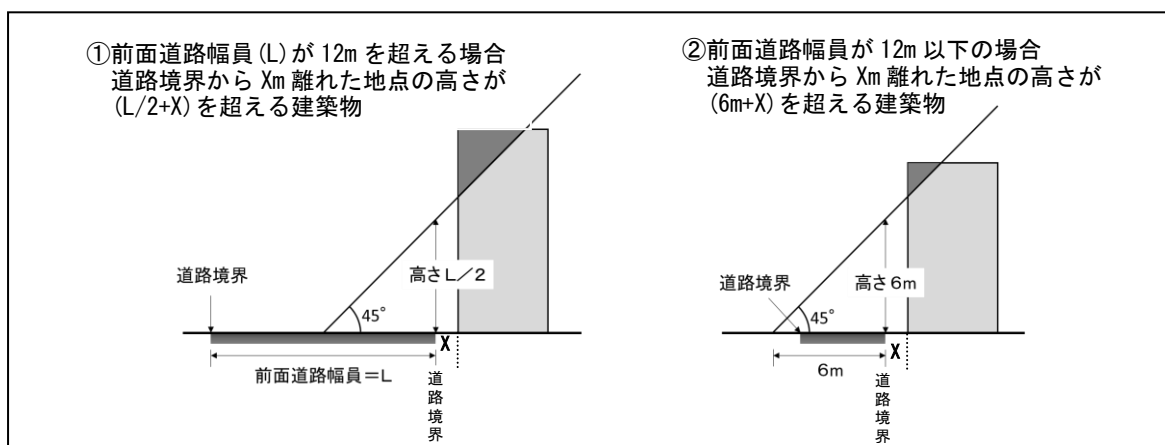
(単位：棟)

	昭和56年5月までの旧耐震基準の建築物		昭和56年6月以降の新耐震基準の建築物	計	耐震化率	
	耐震性なし	耐震性あり				
	a	b	c	d	e(=a+d)	f(=(c+d)/e)
学校	10	5	5	9	19	73.7%
病院・診療所	3	3	0	5	8	62.5%
劇場・集会所等	0	0	0	1	1	100%
店舗	10	4	6	5	15	73.3%
ホテル・旅館等	0	0	0	3	3	100%
賃貸住宅等	130	5	125	109	239	97.9%
社会福祉施設等	1	0	1	11	12	100%
消防庁舎	—	—	—	—	—	—
その他一般庁舎	—	—	—	—	—	—
その他	11	6	5	46	57	89.5%
合計	165	23	142	189	354	93.5%

2-1-2-2-3 耐震診断義務化建築物

耐震診断義務化建築物である要緊急安全確認大規模建築物（耐震改修促進法附則第3条第1項に規定される建築物）及び耐震診断を義務付ける路線を閉塞する恐れのある建築物（図1）である要安全確認計画記載建築物（耐震改修促進法第7条に規定される建築物）に対しては、所管行政庁である県と連携して、建物所有者への継続的な個別訪問や支援制度の拡充により重点的に耐震化の促進を図る。

図1 閉塞する恐れのある建築物



2-2 本計画における耐震化の目標

2-2-1 計画期間

計画期間は令和3年度から令和7年度までの5年間とし、社会情勢の変化や法令等の改正などに適切に対応するため、耐震化の進捗や施策の状況確認を行い、必要に応じて計画の見直し等を行う。

2-2-2 対象建築物

対象となる建築物については、住宅及び表3に示す多数の者が利用する建築物とする。

2-2-3 耐震化の目標

本計画における、住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化の目標は表8のとおり。

表8 令和7年度における耐震化の目標

建築物種別		令和元年度 実績	現計画の目標 令和2年度	改定後の目標 令和7年度
住宅		94.5%	95%	95%
多数の者が利 用する建築物	市有建築物	97.4%	100%	100%
	民間建築物	93.5%	95%	おおむね解消

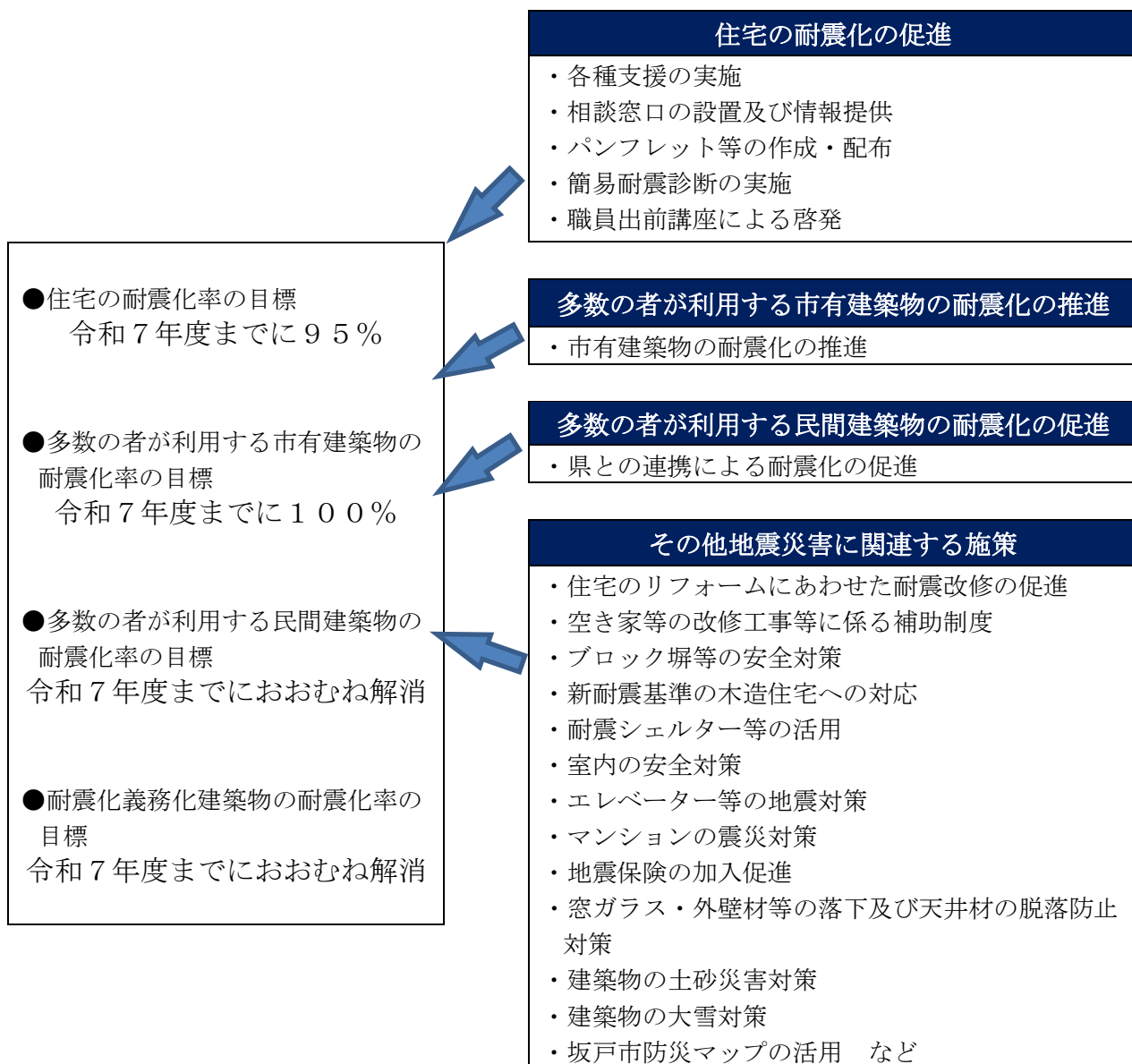
第3章 建築物の耐震化の促進に関する施策

3-1 耐震化の促進に向けた取組方針

住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化の促進のためには、所有者等が、震災対策を自らの問題として認識し、自らの責任において取り組むことが不可欠である。

このことから、所有者の耐震化に対する意識啓発や、耐震化を実施する際に要する費用などの負担軽減は大変重要である。

本市では県と連携して、住宅、多数の者が利用する建築物及び耐震診断義務化建築物の所有者に対し、耐震化の働きかけや支援、施策等を行うなど、耐震化の促進を図るため次のように取り組む。



3-2 各取組における具体的な施策

3-2-1 住宅の耐震化の促進に関する取組

住宅の耐震化の促進については、所有者等の震災対策に対する意識の啓発のための情報提供や、耐震化における負担の軽減等が必要である。

本市では、住宅の耐震診断、耐震改修の促進を図るための施策を積極的に展開している。

- ・木造住宅の耐震診断・耐震改修補助制度

既存木造住宅耐震診断・耐震改修補助制度を、広く市民に周知し、さらに住宅の耐震化を図る。

- ・相談窓口の設置及び情報提供

住宅の耐震化に関する相談窓口を設置し、情報提供による意識の啓発や、市民ニーズの把握等の結果を各取り組みに反映させ、耐震化の促進を図る。

- ・パンフレット等の作成・配布

本市で行っている耐震診断・耐震改修に関する補助制度等の周知を図るパンフレット等の配布を行い、耐震化に関する市民の意識向上と補助制度等の周知を行う。

- ・木造住宅の無料簡易耐震診断の実施

「我が家の耐震診断コーナー」を設置し、木造住宅の無料簡易耐震診断を実施している。また、自治会、自主防災組織等とタイアップした「我が家の耐震診断相談会」等においての、無料簡易耐震診断を実施し、住宅の耐震化促進に向け、さらなる体制の整備・充実を図る。

- ・坂戸市職員出前講座による啓発

市民等からの依頼に基づき、震災予防に関する職員出前講座を開催し、耐震化の重要性及び必要性についての普及、啓発を行う。

3-2-2 多数の者が利用する市有建築物の耐震化の促進に関する取組

多数の者が利用する市有建築物の耐震化については、速やかに完了するよう努める。

また、本計画の対象建築物となっていない市有建築物についても、災害活動時の必要性等を考慮し、状況に応じた的確に耐震化を図るとともに、各建築物の耐震化情報の公開に努める。

3-2-3 多数の者が利用する民間建築物の耐震化の促進に関する取組

多数の者が利用する民間建築物の耐震化の促進については、所有者等への意識啓発や負担軽減が重要である。

これらの建築物は、多くの市民が日常の生活において利用することから、震災で倒壊した場合、大きな被害が予想される。

本市では、県と連携し建築物の所有者への耐震改修の必要性の啓発を行うとともに、県が実施する各種支援・制度等の周知に努める。

・ 緊急輸送道路沿道の建築物の耐震化

震災時の救命活動や物資輸送を行う際の重要な役割を担う緊急輸送道路の機能確保のため、多数の者が利用する建築物のうち道路を閉塞する恐れのある建築物の耐震化に取り組む必要がある。

本市では、所管行政庁である県と連携し、これら建築物の耐震化に取り組む。

本市内の県指定緊急輸送道路

区 分	路 線 名
第一次特定緊急輸送道路	関越自動車道 首都圏中央連絡自動車道（圏央道） 国道407号
第二次緊急輸送道路	県道川越坂戸毛呂山線 県道日高川島線 県道上伊草坂戸線

3-2-4 その他地震災害に関連する施策

- ・住宅のリフォームにあわせた耐震改修の促進

住宅の耐震改修工事はリフォームにあわせて実施することで、費用や工期の面で効率的に行うことができる。

関係機関が実施するリフォーム工事費助成制度等について、耐震診断・改修補助制度と共に広く市民に周知し、住宅の耐震化を図る。

- ・空き家等の改修工事等に係る補助制度

空き家等は、昭和56年5月31日以前に建築された耐震性能の低い建物が多いため、空き家等の改修及び除却等を行う際に利用が可能な空き家等改修工事等補助制度、多世代同居住宅改修等工事補助制度、特定空家等除却費補助制度及び老朽空き家等除却費補助制度の周知をすることで、住宅の耐震化率の向上に効果がある。

- ・ブロック塀等の安全対策

現行の建築基準法等の規定に合わない塀や、劣化した塀は地震時に倒壊しやすく、生命に関わる被害が生じることや、道路を塞ぎ通行に支障をきたし、避難や救急・救命活動を妨げる恐れがあることから、市では、ブロック塀に係る建築基準や既存の塀の点検方法などについて、相談窓口を設置し、ブロック塀の安全対策について、普及、啓発を行う。

- ・新耐震基準の木造住宅への対応

平成28年4月に発生した熊本地震においては、新耐震基準の住宅のうち、平成12年5月31日以前に建築されたものについても、倒壊等の被害が確認された。

このことから、市では、必要に応じて新耐震基準以降の既存耐震不適格建築物に対しても啓発活動を充実させ、住宅の耐震化に努める。

- ・耐震シェルター等の活用

耐震改修が完了していない旧耐震基準の木造住宅は、地震により倒壊する危険性があるため、生命に関わる被害が生じることが考えられる。

そこで、地震により住宅が倒壊しても安全な空間を確保し、命を守ることができるよう、耐震シェルター等の活用を促進する。

- ・室内の安全対策

地震発生時には、室内における家具類の転倒・落下による深刻な人的被害や、避難・救助の妨げが生じることが予想される。本市では、家具類の転倒・落下による事故を防ぐため、職員出前講座や県と連携してパンフレット等の配布を行うなど、室内の安全対策についての普及啓発を行う。

- ・エレベーター等の地震対策

東日本大震災では、埼玉県を含め全国20都道県で合計257件のエレベーターの閉じ込めが発生し、エスカレーターの脱落等も複数確認された。

大地震が発生した場合、エレベーターの閉じ込めが発生する可能性が高く、救助には長い時間を要する。

本市では県と連携して、所有者・管理者等へ地震対策を行うよう、周知に努める。

- ・マンションの震災対策

マンションでは、高層階の大きな揺れや水道、ガス、電気等のライフラインの停止、エレベーターの停止による閉じ込め、家具の転倒などの被害が想定される。

県では、「マンション震災時活動マニュアル作成の手引き」を作成し、マンションの防災対策を促進している。本市では県と連携して、情報提供に努め、マンションの防災対策を促進する。

- ・地震保険の加入促進

大規模な地震災害発生後の復旧を速やかに図るためには、地震保険の活用は大変効果がある。令和元年度の地震保険の加入率は、全国平均で約33.1%、埼玉県の加入率が約32.7%となっている。

本市では県と連携し、地震保険の保険料及び補償内容の情報提供など、地震保険の加入促進を図るよう努める。

- ・窓ガラス、外壁材等の落下及び天井材の脱落防止対策

本市では県と連携して、地震時の建築物の窓ガラス、外壁タイル及び看板等の落下及び天井材等の非構造部材の脱落による危険を防止するため、建築物の所有者(管理者)に対し、落下対象物の調査の実施や、落下防止対策の普及啓発及び改修等の促進に努める。

- ・建築物の土砂災害対策

地震に伴うがけ崩れ等が発生した場合、建築物への大きな被害が想定されることから、土砂災害対策は重要と考えられる。

本市では県と連携して、建築物が土砂災害に対して安全な構造となるよう改修等の促進に努める。

- ・建築物の大雪対策

平成26年の大雪時には、屋根の崩落など、埼玉県内の建築物に多大な被害が発生した。

本市では県と連携して、法改正や各種制度通知など、国の動向に注視し、建築物の大雪対策について適切な対応を図るよう努める。

- ・坂戸市防災マップの活用

坂戸市防災マップにおいて、本市の地震被害想定、地震発生時の避難行動及び地震への事前準備と地震ハザードマップを公表している。

坂戸市防災マップを広く市民に周知し、地震対策に活用するよう啓発を図る。

- ・計画認定

県では、耐震改修促進法第17条の規定に基づき、建築物の耐震改修を実施しようとする者から、容積率、建ぺい率の特例措置の計画認定の申請があった場合、その内容が同条に掲げる基準に適合すると認めるときは、その旨の認定を行っている。

- ・耐震認定マーク表示制度

県では、耐震改修促進法第22条の規定に基づき、耐震認定マークを表示するための建築物の地震に対する安全性に係る認定の申請があった場合、その内容を精査し、認定を行っている。

- ・埼玉県住宅供給公社による耐震化の支援

埼玉県住宅供給公社（以下「公社」という。）は、建築物の耐震化を促進するため、住宅の耐震診断及び耐震改修を支援する。また、市街地において自ら又は委託により行った住宅の建設と一体として建設した商店、事務所等の用に供する建築物及び集合住宅の存する団地の居住者の利便に供する建築物の耐震診断及び耐震改修を支援する。

さらに、公社は、県及び市町村の住宅政策の推進に寄与することを目的に、当該事業年度に見込まれる利益の一部を活用して住宅政策貢献事業を展開しており、その一つとして「緊急輸送道路閉塞建築物の耐震化促進事業」を実施し、耐震診断及び耐震改修設計に対する費用の一部を助成する。

本市では、これらの情報提供に努め、耐震改修時の負担軽減を図る。

第4章 体制

県、市町村及び建築関係団体は、次の協議会等を通じて、建築物の耐震化の促進を図るための体制づくりを行っている。

4-1 彩の国既存建築物地震対策協議会

本協議会は、埼玉県内に所在する現行の耐震設計基準に適合しない建築物の耐震性の向上等の地震前の対策及び被災建築物応急危険度判定等の地震後の対策に関し会員相互で各種情報交換、調査研究及び耐震相談窓口等を行い、本県の建築物に係る地震対策の適正かつ円滑な推進を図ることを目的に活動している。

平成10年1月に創設し、会員75団体（埼玉県、63市町村、及び11建築関係団体令和2年4月時点）で構成している。

本市も、当協議会の趣旨に賛同した会員である。

4-2 応急危険度判定体制の整備

応急危険度判定士制度は、平成4年に発足し、平成7年の阪神・淡路大震災で初めて判定活動が実施された。

本市では、多くの建築物が被災した際の、余震等による建築物の倒壊及び部材の落下等から生ずる二次災害の防止や、市民の安全の確保を図るため、平成17年3月に被災建築物応急危険度判定要綱を定め、災害発生時の的確な応急危険度判定活動ができる体制を整えている。